

龍ヶ崎市たつのこスタジアムスコアボード
賃貸借公募型プロポーザル方式実施要領

令和6年5月

龍ヶ崎市 健康スポーツ部 スポーツ推進課

1. 業務概要

- (1) 件名 龍ヶ崎市たつのこスタジアムスコアボード賃貸借
- (2) 目的 たつのこスタジアムは、平成22年度の竣工以来、スポーツ少年団、中学校、高等学校及び大学の部活動、また社会人など、多くの方に野球のすばらしさを実感できる身近な施設として活用されてきた。
一方で、施設の老朽化が進んでおり、なかでも、スコアボードは老朽化に伴う不具合が著しいことに加え、修繕等に必要な部品等の調達も困難であるため、早急な改修・更新が必要な状況である。
以上のことから、たつのこスタジアムのスコアボードについて、広く提案を求め、龍ヶ崎市（以下「本市」という。）にとって最も優れている事業者を選定するため公募型プロポーザル方式を実施するものである。
- (3) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (4) 履行場所 龍ヶ崎市松ヶ丘2-16-1 たつのこスタジアム
- (5) 履行期間 契約の日から令和17年5月31日まで
- (6) 引渡し日 令和7年5月31日
- (7) 賃貸借期間 令和7年6月1日から令和17年5月31日まで（10年間）

2. 提案上限額 226,080,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者は、公募開始の日から契約締結日までにおいて、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当していないこと。
- (2) 令第167条の4第2項の規定により、市の入札参加制限を受けていないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては、裁判所による更生計画の認可がなされていること又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては、裁判所による再生計画の認可がなされていること。
- (5) 龍ヶ崎市暴力団排除条例（平成23年龍ヶ崎市条例第23号）第2条第1号から第3号までの規定に該当しないこと。
- (6) 龍ヶ崎市契約事務等に関する規程（平成6年龍ヶ崎市告示第7号。以下「規程」という。）37条若しくは第38条又は龍ヶ崎市建設工事等に係る暴力団の排除対策措置要綱（平成20年龍ヶ崎市告示第17号）第3条第2項の規定による指名停止の期間内でないこと。

- (7) 暴力団員が実質的に経営を支配する者その他これに準ずる者として警察から排除要請があった者であって、当該排除要請が継続しているものでないこと。
- (8) 国税（法人税、消費税及び地方消費税）及び市税（法人市民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税）の未納税額がないこと。ただし、市税については、事業所が龍ヶ崎市内にある場合に限るものとする。
- (9) 過去10年度以内（平成26年度～令和5年度）に国又は地方公共団体を発注者とし、大型映像装置（フルカラーLED映像方式スコアボード）に関する受注実績を有し、当該業務の履行に十分な知識と経験を有していること。なお、本要件は、協力会社等における受注実績を含むものとする。

4. 全体スケジュール

- | | |
|---------------------|-----------------|
| (1) 公募の開始（公表） | 令和6年5月22日（水） |
| (2) 質問の受付期限 | 令和6年5月31日（金）17時 |
| (3) 質問の回答 | 令和6年6月5日（水） |
| (4) 参加申込書の提出期限 | 令和6年6月14日（金）17時 |
| (5) 参加資格要件の審査結果通知 | 令和6年6月19日（水）予定 |
| (6) 企画提案書等の提出期限 | 令和6年7月5日（金）17時 |
| (7) プレゼンテーション・ヒアリング | 令和6年7月中旬予定 |
| (8) 審査結果の通知及び公表 | 令和6年7月下旬予定 |
| (9) 契約の締結 | 令和6年9月上旬予定 |

5. 質問の受付及び回答

- (1) 提出書類 質問書（様式第1号）
- (2) 提出期限 令和6年5月31日（金）17時
- (3) 提出方法 電子メールにより提出するものとし、提出後、提出先に電話連絡を行うこと。
- (4) 提出先 龍ヶ崎市健康スポーツ部スポーツ推進課スポーツ都市推進グループ
E-mail sports@city.ryugasaki.lg.jp
TEL 0297-64-1111（内線239）
- (5) 回答日 令和6年6月5日（水）
- (6) 回答方法 市公式ホームページにおいて公表とする。
- (7) 留意事項
 - ① 提出方法以外の方法による質問については受付及び回答しない。
 - ② 同様の質問が多数あった場合には一括して回答する。
 - ③ 質問者の商号は公表しない。
 - ④ 本プロポーザルの公正な実施に支障が生じる恐れがあると本市が認めた質問については回答しないことがある。
 - ⑤ 質問の回答は実施要領と同等の効力を持つものとする。

- ⑥ 現地確認等は、要望に応じ対応する。現地確認等を行う場合は、事務局へ事前に連絡すること。なお、現地確認等の具体的な手順等は事務局が指示する。

6. 参加申込書の受付

(1) 提出書類・必要部数

- ① 公募型プロポーザル方式参加申込書（様式第2号） 正本1部、副本2部
- ② 添付書類 正本1部、副本2部
 - ア 会社概要書（様式第3号）
 - イ 受注実績書（様式第4号）
 - ウ 協力会社等調書（様式第5号）
 - エ 業務実施体制調書（様式第6号）
- ③ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 1部（正本に添付）
- ④ 国税の納税証明書（その3の3） 1部（正本に添付）
- ⑤ 市税の納税証明書（未納税額のない証明）（様式第7号） 1部（正本に添付）
※龍ヶ崎市役所本庁舎1階市民窓口課にて証明書を取得すること。

(2) 提出期限 令和6年6月14日（金）17時（必着）

(3) 提出方法 提出先への持参又は郵送

(4) 提出先 〒301-8611 茨城県龍ヶ崎市 3710 番地 龍ヶ崎市健康スポーツ部スポーツ推進課スポーツ都市推進グループ

(5) 留意事項

- ① (1)④及び⑤については、提出日から3ヶ月以内の発行日のものとする（写し可）。なお、⑤については、事業所が龍ヶ崎市内にある場合に提出すること。
- ② 添付書類等にはインデックスを付し、A4サイズファイルに綴じ込むこと。

7. 参加資格要件の審査及び結果の通知

参加申込書を提出した者（以下「参加申込者」という。）の参加資格要件を審査し、審査結果を参加申込者に通知する。なお、審査結果の通知は、令和6年6月19日（水）を予定している。

8. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類・必要部数

- ① 公募型プロポーザル方式企画提案書等提出届（様式第8号） 正本1部、副本8部
- ② 添付書類 正本1部、副本8部
 - ア 企画提案書（任意様式）
 - イ 見積書（様式第9号）
賃貸借料の総額（消費税及び地方消費税の額を除く）を記載すること。
 - ウ 実施計画（任意様式）
 - エ 施工計画（任意様式）
 - オ 維持管理計画（任意様式）

(2) 提出期限 令和6年7月5日（金）17時（必着）

- (3) 提出方法 提出先への持参又は郵送
- (4) 提出先 〒301-8611 茨城県龍ケ崎市3710番地
龍ケ崎市健康スポーツ部スポーツ推進課
- (5) 企画提案書等の記載方法
- ① 企画提案書
- ア 企画提案書はA4サイズとし、両面30ページ以内とすること。
 - イ 事業全体の計画を記載すること。
 - ウ 設備の仕様・性能・機能・操作性等について記載すること。
 - エ 施設利用者等、全ての関係者に配慮した内容を記載すること。
 - オ 幅広い活用方法について提案すること。
 - カ 設計図、機器仕様書等を添付する場合は、ページ数に含めない。
- ② 見積書
- ア 見積書には、賃貸借料の総額（消費税及び地方消費税相当額を除く）を記載すること。
- ③ 実施計画
- ア 事業の実施方針・体制について記載すること。
 - イ 事業の工程について記載すること。
- ④ 施工計画
- ア 施工計画・体制について記載すること。
 - イ 周辺住民や環境に配慮した内容について記載すること。
 - ウ 施設の継続利用に配慮した内容について記載すること。
- ⑤ 維持管理計画
- ア 維持管理計画について記載すること。
 - イ 維持管理費の低減等の提案を記載すること。
 - ウ 賃貸借期間中に設備の機能維持のため必要となる点検及び保守等について記載すること。ただし、本契約事項には含まない。
 - (a)年1回実施する保守点検の内容及び見積額。保守点検には、機器の清掃を含むこと。
 - (b)故障等発生時のサポート体制及び見積額。見積額には、故障等連絡後の現地確認にかかる出張費を含み、確認後の部品交換等の費用は含まない。
 - (c)時間的保全により交換を要する主要部品の交換時期及び見積額
- (6) 留意事項
- ① 企画提案書のフォントサイズは、注釈等を除き、原則として10.5ポイント以上で作成すること。
- ② 添付書類にはインデックスを付し、A4サイズファイルに綴じ込むこと。
- ③ 企画提案事項の目的と効果が明確となるよう記載すること。
- ④ 企画提案書等の提出後の修正、差し替え、再提出又は撤回することは認めない。
- ⑤ 企画提案書等の提出を辞退する場合には、辞退届（様式第10号）を提出すること。

- ⑥ 提出期限までに企画提案書等が提出されない場合には、企画提案を辞退したものとみなす。

9. 企画提案の審査

(1) プロポーザル選定委員会

本プロポーザル方式における適正な審査を実施するため、「龍ヶ崎市たつのこスタジオアムスコアボード賃貸借に係るプロポーザル選定委員会」を設置し、企画提案書等を提出した者（以下「提案者」という。）のプレゼンテーション・ヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）及び企画提案内容について審査及び評価を行う。

(2) プレゼンテーション等の実施

① 実施日時等

ア 実施日 令和6年7月中旬予定

イ 実施場所 茨城県龍ヶ崎市 3710 番地 龍ヶ崎市役所

※詳細は、提案者に別途通知する。

② 留意事項

ア 提案者は、企画提案内容について具体的に説明するものとし、正誤訂正を除き、企画提案書等に記載された事項以外の説明は認めない。また、追加資料の配付も禁止する。

イ 制限時間は60分以内とし、内訳は、事前準備（5分以内）、プレゼンテーション（30分以内）、ヒアリング（質疑応答）（20分以内）、片付け（5分以内）とする。なお、プレゼンテーション等の終了後は、速やかに後片付けを行うこと。

ウ 出席者は5名以内とし、原則として、業務責任者が説明者となること。

エ プレゼンテーション等に必要な備品（パソコン及び周辺機器）は、提案者が用意すること。ただし、プロジェクター1台（HDMI又はD-SUB接続）、スクリーン1台、電源については、本市において用意する。

オ プレゼンテーション等の順番については、企画提案書等の受付順とする。

カ プレゼンテーション等は、非公開とする。

キ 詳細については、原則として本市の指示によるものとする。

(3) 審査の実施

プレゼンテーション等及び企画提案の内容について、「評価基準」に基づき、審査（個別評価）を行う。

(4) 優先交渉権者の選定方法

ア 「評価基準」に基づく統一評価と個別評価を合算し、総得点第1位の者を優先交渉権者として選定する。また、総得点第2位の者を次点の優先交渉権者として選定する。

イ 総得点第1位の者が2者以上いる場合には、選定委員会において、優先交渉権者となる1者を選定する。

ウ 業務の質を担保するため、評価における最低基準点（90点/150満点）を設けるものとし、最低基準点未満の評価であった者は、総得点が第1位であっても、優先交渉権者として選定しない。

エ 提案者が1者のみの場合でも審査等を実施し、最低基準点以上の評価となった場合には、優先交渉権者として選定する。

(5) 評価基準

ア 審査基準及び配点

評価項目	評価区分	評価の視点	配点
基本的事項	統一	過去10年度以内に国・地方公共団体を発注者とした大型映像装置に関する受注実績を有しているか。	10
	個別	募集の趣旨を十分理解し、提案内容全体を通して、独自の工夫・ノウハウの提案があるか。	5
小計			15
施工計画・内容・実施体制	個別	期間内の工程ごとのスケジュールが適切であり、引渡しの実現性が担保されているか。	10
		実施体制が適切に確保されているか。	5
		資機材の納期管理が適正であるか。	5
		施設の継続利用への配慮が十分であるか。	5
小計			25
機器仕様及び機能拡張	個別	LED表示部の仕様、規格及びデザイン性	10
		耐久性、耐候性、メンテナンス性等を十分有しているか。	5
		幅広い利用を想定した創意工夫があるか。	10
小計			25
操作性	個別	選手名入力、得点等の操作が容易であるか。	10
		操作内容のマニュアルが整備されているか。	5
小計			15
維持管理	個別	保守管理体制、故障時の対応等が適切であるか。	5
		維持管理計画や経済性が適切であるか。	15
		電気料等のランニングコスト削減の工夫が図られているか。	10
		保証内容は適切か。	10
小計			40
見積金額	統一	(提案最低見積額/提案見積額) × 30点 ※	30
合計			150点

※算出値に小数点以下の端数が生じた場合は、小数第2位を四捨五入し、小数第1位までを有効とする。

イ 審査項目ごとの採点基準

配点	特に優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る
5点	5点	4点	3点	2点	1点
10点	10点	8点	6点	4点	2点
15点	15点	12点	9点	6点	3点

10. 審査結果の通知及び公表

(1) 審査結果の通知

提案者に対し、審査結果を通知する。なお、審査結果の通知は、令和6年7月下旬を予定している。

(2) 優先交渉権者の公表等

審査結果の通知後、市公式ホームページにおいて、以下の事項を公表する。

ア 件名

イ 優先交渉権者及び次点の優先交渉権者の商号

11. 協議・契約

市は、優先交渉権者の企画提案を踏まえ、優先交渉権者と仕様等について協議を行ったのち、見積書を徴し、予定価格を下回った場合、随意契約により契約を締結する。なお、公募型プロポーザル方式参加申込書で提出された協力会社等の変更は認めない。

また、優先交渉権者と協議及び契約が調わない場合には、次点の優先交渉権者と協議及び契約を締結することができる。

12. 失格事項

次のいずれかに該当する者が行った参加申込又は企画提案は、失格とする。

(1) 提出書類に虚偽の記載を行った者

(2) 審査の公平性を害する行為を行った者

(3) 提案上限額を超える見積額を提示した者

(4) プレゼンテーション等を欠席した者又はプレゼンテーション等の開始時間から5分以上遅れて参集した者

(5) 契約締結日までに、参加資格要件を欠いた者

13. その他留意事項

(1) 本プロポーザルに係る書類作成等の一切の経費は、参加者又は提案者の負担とする。

(2) 本市へ提出された書類は返却しない。

- (3) 原則として、書類提出後の差し替え、修正等は認めない。
- (4) 市は、提出された書類について、プロポーザル方式の実施のために使用又は複製することができる。
- (5) 提出された書類に含まれる著作物の著作権は、提出者に帰属する。
- (6) 書類の提出にあたり、必要な著作権等の手続きは、提出者が行う。
- (7) 参加者又は提案者は、複数の参加申込又は企画提案を行うことはできない。また、協力会社等は、複数の参加者又は提案者の協力会社等となることはできない。
- (8) 市は、提出された書類について、龍ヶ崎市情報公開条例（平成9年龍ヶ崎市条例第33号）の規定に基づき、同条例第9条に規定する公開しないことができる情報を除き、公開するものとする。
- (9) 本プロポーザルに使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (10) 参加者又は提案者は、審査結果に対し、異議申立てを行うことはできない。

14. 担当部署（龍ヶ崎市たつのこスタジアムスコアボード賃貸借に係るプロポーザル選定委員会事務局）

〒301-8611 茨城県龍ヶ崎市 3710 番地

龍ヶ崎市健康スポーツ部スポーツ推進課スポーツ都市推進グループ 担当：木村

T E L 0297-64-1111（内線 239）

F A X 0297-60-1582

E-mail sports@city.ryugasaki.lg.jp